

# 騒音・振動規制の手引き

## 《工場・事業場 編》

### I. 騒音規制及び振動規制

1. 工場及び事業場から発生する騒音・振動の規制について (p.1)
2. 規制対象施設(p.1-2)
3. 規制地域について(p.3)
4. 規制基準(p.4)
5. 届出関係(p.5-6)
6. 勧告及び命令(p.7)
7. 報告及び検査(p.7)
8. 罰則について(p.7)
9. 適用除外(p.7)
10. その他
  - ・ 特定施設の数を変更する場合の届出要否判断について(p.8)
  - ・ 騒音特定（指定）施設及び振動特定施設の届出確認フロー(p.9-10)
  - ・ 記載例(p.11-16)

### II. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(騒音振動関係)

1. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について(p.17)
2. 特定工場(p.17)
3. 公害防止統括者(p.17)
4. 公害防止管理者(p.18)
5. 届出関係(p.18)
6. 報告及び検査(p.18)
7. 罰則について(p.18)

郡山市環境部環境保全センター

(令和5年7月改訂)

# I. 騒音規制及び振動規制

## 1. 工場及び事業場から発生する騒音・振動の規制について

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）及び振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）では、工場及び事業場に設置される施設のうち著しい騒音・振動を発生する施設を**特定施設**と指定しています。さらに、市長が騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を**指定地域**に指定し、**指定地域内において特定施設を設置する工場及び事業場から発生するすべての騒音・振動について規制**を行っています。

また、**福島県生活環境の保全等に関する条例**（平成8年7月16日福島県条例第32号）では、騒音規制法において指定地域とされていない地域も含む**郡山市内全域を対象**とし、工場及び事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設を**騒音指定施設**と指定して規制を行っています。さらに、騒音規制法では**特定施設とされていない施設**についても騒音指定施設として指定することでより広範にわたり規制を行っています。

なお、**特定工場における公害防止組織の整備に関する法律**（昭和46年6月10日法律第107号）により製造業等で、同法により指定される一定規模以上の騒音・振動発生施設を設置している工場には、公害防止管理者等を選任することが義務付けられています。

## 2. 規制対象施設

### (1) 騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定（騒音指定）施設

法	条例	特定（騒音指定）施設	規模要件等
1	1	金属加工機械	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの。
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(4)	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	(5)	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN(30 重量トン) 以上のもの。
	(6)	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの。
	(7)	鍛造機	
	(8)	ワイヤーフォーミングマシン	
	(9)	ブラスト	タンブラスト以外のもので、密閉式のものを除く。
	(10)	タンブラー	
	(11)	切断機	といしを用いるもの。
2	2	空気圧縮機（※1）及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
3		土石用又は鉦物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
	3	土石用又は鉦物用の破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
	4	土石用、鉦物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
4	5	織機	原動機を用いるもの。
5	6	建設用資材製造機械	
	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のもの。
	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの。
6	7	穀物用製粉機	ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
7	8	木材加工機械	
	(1)	ドラムバーカー	
	(2)	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの。

ハ	(3)	碎木機	
ニ	(4)	帯のこ盤	製材用：原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。 木工用：原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの。
ホ	(5)	丸のこ盤	製材用：原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。 木工用：原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの。
へ	(6)	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの。
8	9	抄紙機	
9	10	印刷機械	原動機を用いるもの。
10	11	合成樹脂用射出成形機	
11	12	鋳造型機	ジョルト式のもの。
	13	ガソリンエンジン (※2)	定格出力が 7.5kW 以上のもの。
	14	ディーゼルエンジン (※2)	定格出力が 7.5kW 以上のもの。
	15	冷凍機 (※3)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。

※1 冷凍機（エアコン室外機を含む）又は環境大臣が指定する機器を除く

（参考）定格出力：1 PS（仏馬力）＝0.7355 kW

※2 常用・非常用の別を問わない

※3 冷凍ショーケースや空調機の室外機は冷凍機に該当する

## （２）振動規制法に基づく特定施設

法	特定施設	規模要件等
1	金属加工機械	
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの。
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの。
2	圧縮機 (※1)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの。
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの。
	コンクリート柱製造機械	
6	木材加工機械	
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの。
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの。
8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの。
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳型製造機	ジョルト式のもの。

※1 冷凍機（エアコン室外機を含む）又は環境大臣が指定する機器を除く

（参考）定格出力：1 PS（仏馬力）＝0.7355 kW

### 3. 規制地域について

#### (1) 騒音に関する規制区域

騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、騒音規制法に基づき市長が指定した地域を「指定地域」といいます。郡山市の場合、**工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外を除いた市内全域**が指定地域に指定されています（平成12年郡山市告示第248号）。

福島県生活環境の保全等に関する条例では、騒音規制法で指定地域に含まれない地域（指定地域外）を含む**郡山市内全域**を規制範囲としています。

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域*1、都市計画区域外*1
第4種区域	工業地域
第5種区域**	工業専用地域*1

※1 福島県生活環境の保全等に関する条例のみで規制される地域

#### (2) 振動に関する規制区域

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき市長が指定した地域を「指定地域」といいます。郡山市の場合、**工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外を除いた市内全域**が指定地域に指定されています（平成9年郡山市告示第201号）。

福島県生活環境の保全等に関する条例では、振動に関して規制を課していないことから、騒音規制とは異なり**指定地域外における振動規制はありません**。

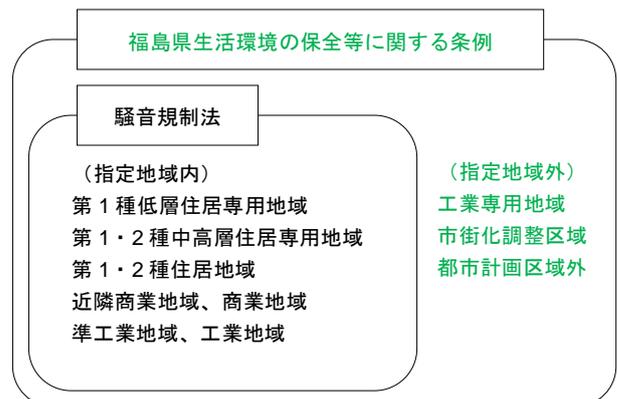
区域の区分	都市計画法に基づく用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

#### 騒音規制法と福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音規制の関係について

騒音規制法と福島県生活環境の保全等に関する条例が規制する範囲については下図のとおりとなっています。福島県生活環境の保全等に関する条例では郡山市内全域が規制されています。したがって、騒音規制法で規制される範囲と福島県生活環境の保全等に関する条例では一部規制範囲が重複しますが、その場合には、二重規制を回避するために騒音規制法が優先されます。

例えば、定格出力が7.5kWの送風機は騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例のいずれにおいても届出対象施設として指定されています。これを工業地域（指定地域内）に設置する際には、騒音規制法により規制を受けることになり、工業専用地域（指定地域外）に設置する場合には福島県生活環境の保全等に関する条例により規制を受けることとなります。

一方で、福島県生活環境の保全等に関する条例でのみ規制対象とされる冷凍機を設置する場合には、騒音規制法の指定地域内においては、騒音規制法に基づく特定施設が設置されていない場合に福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき届出等の規制を受けることとなります。



## 4. 規制基準

### (1) 騒音に関する規制基準

騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設もしくは騒音指定施設を設置する事業場（以下、「特定（騒音指定）工場等」という。）は、当該特定（騒音指定）工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。

なお、特定（騒音指定）工場等においては、**特定（騒音指定）施設以外の施設及び作業から発生する騒音も含め、すべての音が規制の対象**となります。

時間の区分 区域の区分	昼間 (7:00~19:00)	朝 (6:00~7:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第5種区域	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームならびに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

### (2) 振動に関する規制基準

振動規制法に基づく特定施設を設置する事業場（以下、「特定工場等」という。）は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。

なお、特定工場等においては、**特定施設以外の施設及び作業から発生する振動も含め、すべての振動が規制の対象**となります。

時間の区分 区域の区分	昼間 (7:00~19:00)	夜間 (19:00~7:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

第1種区域、第2種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームならびに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

## 5. 届出関係

特定施設及び騒音指定施設を設置・変更等しようとする者は、届出をしなければなりません。届出の際には正本と副本の**計2部**（1部は控えとして受理印を押印後返却します）をご提出ください。なお、**届出期日に遅れた場合には、遅延理由書の提出が必要**になります。

また、騒音関係の届出に関して、騒音規制法に基づく届出様式と福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出様式は異なります。**届出様式が誤っている際には、受理できません**ので様式の間違いには十分ご注意ください。（p.9-10に届出の判断フローを掲載しているので参考にして下さい。）

### (1) 騒音に関する届出

届出が必要な場合	届出期限	届出根拠	届出書類	
			届出様式	添付書類
工場又は事業場に特定（騒音指定）施設を設置しようとする場合（※1）	設置工事開始日の30日前まで	法第6条 条例第64条	特定施設設置届（様式第1） 騒音指定施設設置（使用）届（様式第14号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺見取図</li> <li>・特定（騒音指定）施設の配置図</li> <li>・平面図、立面図</li> <li>・特定（騒音指定）施設の構造図</li> <li>・消音施設等の図面</li> <li>・騒音の計算書</li> </ul>
特定（騒音指定）施設の種類の数を変更する場合（※2）	変更工事開始日の30日前まで	法第8条 条例第66条	特定施設の種類の数変更届（様式第3） 騒音指定施設の種類の数変更届（様式第15号）	
騒音の防止の方法を変更する場合（※3）	変更工事開始日の30日前まで	法第8条	騒音の防止の方法変更届（様式第4）	
		条例第66条	騒音の防止の方法変更届（様式第16号）	
氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合	変更があった日から30日以内	法第10条 条例第68条	氏名等変更届（共通様式）	
特定（騒音指定）工場等に設置する特定（騒音指定）施設のすべての使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	法第10条	特定施設使用全廃届（様式第7）	/
		条例第68条	騒音指定施設使用全廃届（様式第5号）	
特定（騒音指定）工場等に設置する特定（騒音指定）施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継があった日から30日以内	法第11条 条例第69条	承継届（共通様式）	変更内容が記載された書類（会社謄本の写しなど）

※1 特定（騒音指定）施設の設置が既に届出済みである工場等に新たに別の種類の特定（騒音指定）施設を設置する場合、特定施設の種類の数変更の届により届出を行います（設置届は初回のみの届出です）

※2 特定（騒音指定）施設の種類の数が減少する場合及びその数を当該特定（騒音指定）施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は除かれます。特定施設の種類の数の

変更についての解釈の仕方については p.8 の「特定施設の数を変更する場合の届出要否判断について」を確認して下さい。

※3 防止方法の変更により騒音が増加しない場合（騒音防止設備の改善等）は除かれます。

## (2) 振動に関する届出

届出が必要な場合	届出期限	届出根拠	届出書類	
			届出様式	添付書類
指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合（※1）	設置工事開始日の30日前まで	法第6条	特定施設設置届（様式第1）	・周辺見取図
特定施設の種別及び能力ごとの数を変更する場合（※2）	変更工事開始日の30日前まで	法第8条	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届（様式第3）	・特定施設の配置図 ・平面図、立面図 ・特定施設の構造図 ・防振施設等の図面 ・振動の計算書
振動の防止の方法を変更する場合（※3）	変更工事開始日の30日前まで	法第8条	騒音の防止の方法変更届（様式第4）	
氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合	変更があった日から30日以内	法第10条	氏名等変更届（共通様式）	変更内容が記載された書類（会社謄本の写しなど）
特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	法第10条	特定施設使用全廃届（様式第7）	
特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継があった日から30日以内	法第11条	承継届（共通様式）	変更内容が記載された書類（会社謄本の写しなど）

※1 特定施設が既に設置・届出済みである工場等に新たに別の種類の特定施設を設置する場合には、「特定施設の種別及び能力ごとの数変更届」により届出を行います（設置届は初回のみ届出です）

※2 特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合又は使用時間の開始時刻の繰上げもしくは終了時刻の繰り下げを伴わない場合は除かれます。特定施設の種別及び能力ごとの数の増加についての解釈の仕方については p.8 の「特定施設の数を変更する場合の届出要否判断について」を確認して下さい。

※3 防止方法の変更により振動が増加しない場合（振動防止設備の改善等）は除かれます。

## **6. 勧告及び命令**

**(1) 計画変更勧告** (騒音規制法第9条、振動規制法第9条、福島県生活環境の保全等に関する条例第67条)

市長は、特定施設及び騒音指定施設の設置もしくは数等の変更の届出があった場合において、工場もしくは事業場（以下、「工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その届出を受理した日から30日以内に、計画の変更を勧告することがあります。

**(2) 改善勧告・改善命令** (騒音規制法第12条、振動規制法第12条、福島県生活環境の保全等に関する条例第70条)

市長は、工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、騒音・振動の防止の方法等の改善を勧告することがあります。また、計画変更勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は改善勧告に従わないときは、命令を行うことがあります。

## **7. 報告及び検査**

**(1) 報告の徴収** (騒音規制法第20条、振動規制法第17条、福島県生活環境の保全等に関する条例第97条)

市長は、特定施設等の設置者に対し、特定施設等の状況等について報告を求めることができます。

**(2) 立入検査** (騒音規制法第20条、振動規制法第17条、福島県生活環境の保全等に関する条例第97条)

市職員は、工場等に立ち入り、特定施設等その他の物件を検査することができます。

## **8. 罰則について**

(騒音規制法第29条～第33条、振動規制法第24条～第28条、福島県生活環境の保全等に関する条例第100条～第107条)

事業者が改善命令に従わないとき、届出をせず、もしくは虚偽の届出をしたとき又は報告もしくは検査を拒んだときは、罰則が適用されます。

## **9. 適用除外** (騒音規制法第21条、振動規制法第18条)

騒音規制法及び振動規制法において、次に掲げる施設に該当する特定施設は、両法に定める設置・変更等の届出、計画変更勧告等の規定は適用されず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによります。ただし、規制基準の遵守義務は課せられます。

(1) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

(2) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

(3) 鉱山保安法第13条第1項に規定する特定施設（同法第2条第2項ただし書きに規定する附属施設に設置されるものを除く。）

なお、福島県生活環境の保全等に関する条例においては、騒音指定施設は上記(1)～(3)に該当する施設から除外されていないことから、設置・変更等の届出、計画変更勧告等の規定が適用されますのでご注意ください。

## 特定施設の数を変更する場合の届出要否判断について

### 騒音に係る施設

特定（騒音指定）施設の**種類ごとの数が直近の届出により届け出た数の2倍を超える数に増加する場合**に「特定（騒音指定）施設の数変更届出書」を提出する必要があります。

### 振動に係る施設

特定施設の**種類及び能力ごとの数が増加する場合（2倍を超える数ではありません）**に「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」を提出する必要があります。

### 空気圧縮機（8kW）5台の設置を届出済みの事業所で、以下に掲げる変更を行う場合の届出要否

#### Q1. 空気圧縮機（8kW）5台のうち、2台を廃止する場合

騒音：空気圧縮機の種類ごとの数が2倍を超える数に増加しない（5台から3台に減少）ため**届出不要**

振動：空気圧縮機の種類及び能力ごとの数が増加しない（5台から3台に減少）ため**届出不要**

#### Q2. 空気圧縮機（8kW）5台のうち、2台を新たな空気圧縮機（8kW）に更新する場合

騒音：空気圧縮機の種類ごとの数が2倍を超える数に増加しない（台数は変化しない）ため、**届出不要**

振動：空気圧縮機の種類及び能力ごとの数が増加しない（台数は変化しない）ため、**届出不要**

#### Q3. 空気圧縮機（8kW）5台のうち、2台を新たな空気圧縮機（10kW）に更新する場合

騒音：空気圧縮機の種類ごとの数が2倍を超える数に増加しない（定格出力7.5kW以上の空気圧縮機の台数は5台のまま）ため、**届出不要**

振動：空気圧縮機的能力ごとの数が増加（定格出力10kWの空気圧縮機の台数が0台から2台に増加）するため、**届出必要**

#### Q4. 新たな空気圧縮機（8kW）を6台増設する場合

騒音：空気圧縮機の種類ごとの数が2倍を超える数に増加（5台から11台に増加）するため、**届出必要**  
（1次増設で5台追加、2次増設で1台追加したような場合には、2次増設の時点で届出が必要です）

振動：空気圧縮機の種類ごとの数が増加（5台から11台に増加）するため、**届出必要**

#### Q5. 新たな空気圧縮機（5kW）を6台増設する場合

騒音：空気圧縮機の種類ごとの数が2倍を超える数に増加しない（定格出力7.5kW以上の空気圧縮機の台数が5台のまま）ため、**届出不要**

振動：空気圧縮機の種類及び能力ごとの数が増加しない（定格出力7.5kW以上の空気圧縮機の台数が5台のまま）ため、**届出不要**

#### Q6. 新たに機械プレス（呼び加圧能力294kN）を1台設置する場合

騒音：機械プレスの種類ごとの数が2倍を超える数に増加する（0台から1台に増加）ため、**届出必要**

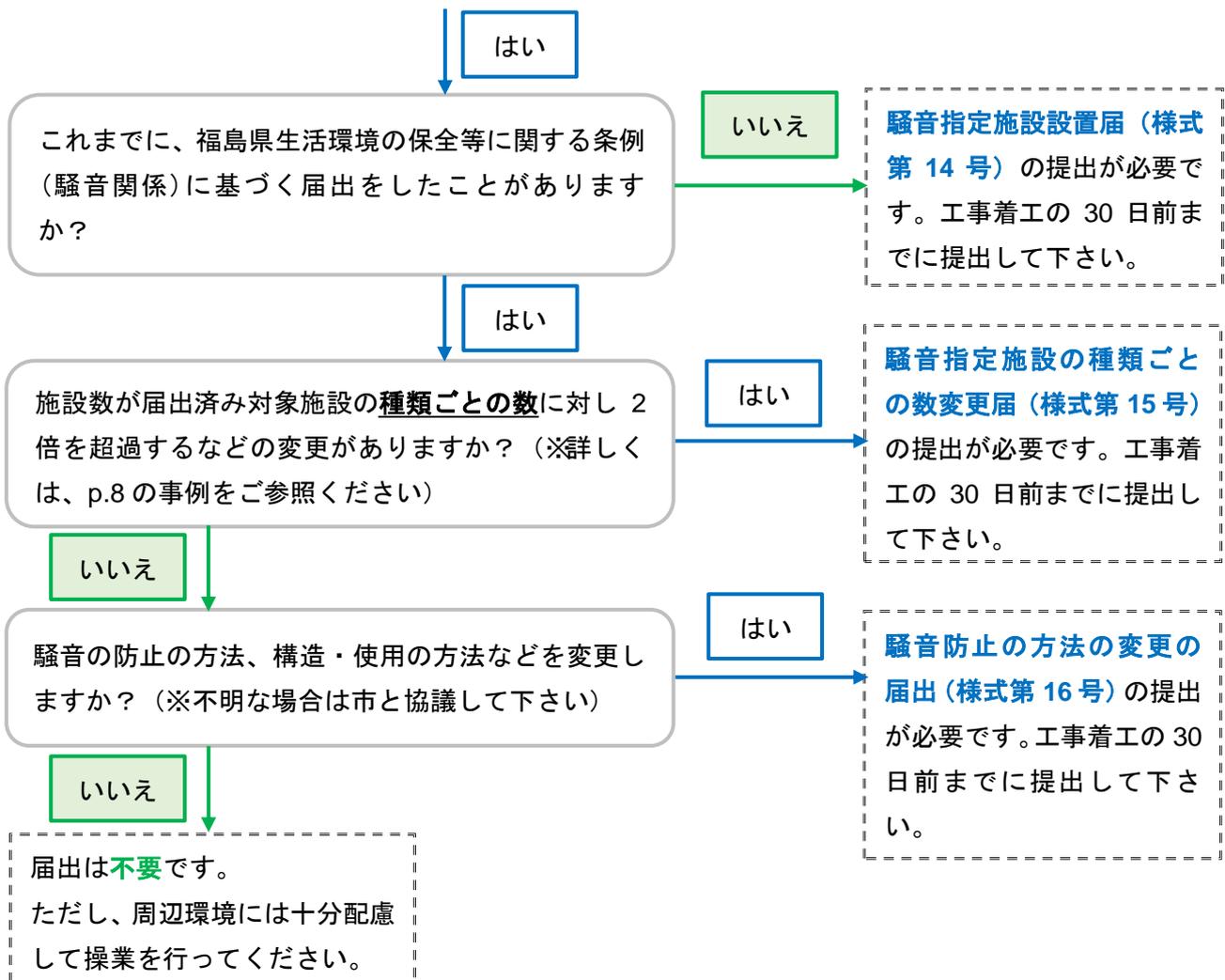
振動：機械プレスの種類及び能力ごとの数が増加する（0台から1台に増加）ため、**届出必要**

#### Q7. 空気圧縮機をすべて5kWのものに更新する場合（もしくはすべて廃止する場合）

騒音：**特定（騒音指定）施設使用全廃届**の提出が必要

振動：**特定施設使用全廃届**の提出が必要





# 騒音規制法・振動規制法の届出（記載例）

様式第 1

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく「騒音指定施設設置届出書」とは様式が異なります。

特定施設設置届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市環境保全センター 殿  
 施設数の変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要です  
 （騒音規制法・振動規制法 第 8 条）

住所 郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 名称 〇〇株式会社  
 職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

届出者  
 該当しない部分は見え消しにする  
 （例）騒音・振動規制法

騒音・振動規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△機械株式会社		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	郡山市△△町△丁目△番△号		※ 受理年月日		
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	20人		該当しない部分は見え消しにする 別紙 3：騒音防止の方法 別紙 4：振動防止の方法 （例）別紙 3、4のとおり。		
△騒音・振動の防止の方法	別紙 3、4のとおり。				
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
別紙 1 のとおり					
記入量が多い場合、別紙 1 を利用する 記入方法は別紙 1 参照					

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音（振動）規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 2 騒音防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 振動防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

### 別紙1記載例「設置届」の場合

別紙1

騒音・振動特定施設の種類の種類及び能力ごとの数

騒音・振動特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻 (時・分)		使用終了時刻 (時・分)	
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
法施行令別表第1に掲げる項番号、記号並びに名称	製造会社名及び型式・型番を記入	仕様書等にある能力(kW等)	設置する台数		特定施設の使用開始時間		特定施設の使用終了時間	
(騒音) 1-イ 圧延機械	〇〇社製 〇〇-30	22.5kW	1	2	9:00	〃	19:00	〃
(騒音) 1-イ 圧延機械	〇〇社製 〇〇-30	30.0kW	1	1	9:00	〃	19:00	〃
(騒音) 1-ホ (振動) 1-ロ 機械プレス	〇〇社製 △△-40	300kN	1	3	9:00	8:00	19:00	20:00
(騒音) 2 送風機	△△社製 △△-75	7.5kW	2	0	9:00	—	19:00	—

非常用施設については「非常用」と記入

### 別紙1記載例「変更届」の場合

別紙1

騒音・振動特定施設の種類の種類及び能力ごとの数

騒音・振動特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻 (時・分)		使用終了時刻 (時・分)	
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
法施行令別表第1に掲げる項番号、記号並びに名称	製造会社名及び型式・型番	仕様書等にある能力(kW等)	変更前後の特定施設の設置台数		変更前後の特定施設使用開始時間		変更前後の特定施設使用終了時間	
(騒音) 1-イ 圧延機械	〇〇社製 〇〇-30	22.5kW	1	2	9:00	〃	19:00	〃
(騒音) 1-イ 圧延機械	〇〇社製 〇〇-30	30.0kW	1	1	9:00	〃	19:00	〃
(騒音) 1-ホ (振動) 1-ロ 機械プレス	〇〇社製 △△-40	300kN	1	3	9:00	8:00	19:00	20:00
(騒音) 2 (振動) 2 空気圧縮機	△△社製 △△-75	7.5kW	2	0	9:00	—	19:00	—
(騒音) 2 (振動) 2 空気圧縮機	△△社製 ××-80	8.0kW	0	2	—	8:00	—	20:00

追加設置の施設があれば記入(初めて施設を設置する場合は設置届)

別紙2「騒音・振動発生施設の種類等」記載例

別紙2

届出済も含むすべての施設について作成すること

騒音・振動発生施設の種類等

発生施設の種類	発生施設の種類	別紙1同様に記入 設置台数も記入	(騒音) 2 (振動) 2 空気圧縮機 2基
	発生施設の設置箇所	平面図・立面図内に明記すること。	
	発生施設の名称及び型式	別紙1同様に記入	△△社製 ○○-75
	発生施設の公称能力	別紙1同様に記入	7.5kW
発生施設の使用の方法	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	別紙1同様に記入 月使用日数等は使用状況を記入	8時～19時 4時間/回 2回/日 20日/月
	季節的変動の有無及びその概要	季節によって使用状況に変動がある場合は記入	季節変動無し
	発生施設の設置年月日(既設のもの)	設置届の場合は空欄	令和 年 月 日
	発生施設の工事着手予定年月日	発生施設に関する工事着手日を記入(建屋の工事着手日等)	令和○○年○月○○日
	発生施設の工事完成予定年月日	発生施設の工事完成予定日を記入	令和○○年○月△△日
	発生施設の使用開始予定年月日	発生施設を実際に使用開始する予定日を記入	令和○○年○月××日
防止の方法	防止施設の名称又は防止措置の概要	騒音・振動のそれぞれの防止施設の名称、防止措置の方法について記入	(騒音) 屋内設置・距離減衰 (振動) ゴム板・距離減衰
	防止の効果	防止前後の騒音・振動レベルを記入 計算は別紙3, 4に記入	防止前 防止後 (騒音) 80dB 32dB (振動) 50dB 43dB
	防止施設等の設置年月日(既設のもの)	設置届の場合は空欄	(騒音) 令和 年 月 日 (振動) 令和 年 月 日
	防止施設等の工事着手予定年月日	防止施設を設置する場合その工事着手日を記入	(騒音) 令和○○年○月○○日 (振動) 令和○○年○月○○日
	防止施設等の工事完成予定年月日	防止施設を設置する場合その工事完了の予定日を記入	(騒音) 令和○○年○月△△日 (振動) 令和○○年○月△△日
	防止施設等の使用開始予定年月日	防止施設を設置する場合その施設の使用日を記入	(騒音) 令和○○年○月××日 (振動) 令和○○年○月××日

備考 防止施設の名称又は防止措置の概要の欄には、防止に関して講ずる措置の概要を記載し、できる限り図面を利用すること。

騒音・振動のいずれかのみ該当の場合は、該当する項目だけ記入

### 別紙3 「騒音防止の方法」 記載例

別紙3

設置する特定施設について敷地境界での騒音レベルを計算すること  
施設数が多い場合は別紙のとおりとして、まとめたものを添付してもよい

#### 騒音防止の方法

騒音特定施設の種類	2 空気圧縮機 △△社製 ○○-75	どの施設が分かるように記入
音源での騒音レベル (dB (A))	80 dB (1m地点)	カタログ等に掲載しているメーカー測定値・測定距離を記入
建屋の壁材質と厚さ	軽量コンクリートブロック 100mm	
敷地境界までの距離 (m)	10m	直近の敷地境界までの距離を記入
その他の 騒音防止対策		建屋の透過損失及び距離減衰以外の対策を講じている場合記入
敷地境界線での騒音 レベルの予測値 (dB (A))	32 dB	下記の計算結果を記入
騒音特定工場等の 周辺の状況	北は田園が広がり、東と南は工業団地である。西には住宅地が広がっている。 近隣の状況について記入。近隣50メートル以内に学校、病院等の施設がある場合は忘れずに記入して下さい。	
(防音・遮音計算) ○距離減衰について	$20 \times \log_{10} \left( \frac{r}{r_0} \right)$ $= 20 \times \log_{10} \left( \frac{10}{1} \right)$ $= 20 \text{ dB}$ 距離による減衰 20 dB・・・①	$r$ : 敷地境界までの距離 $r_0$ : メーカー測定距離
○建屋の透過損失について 軽量コンクリートブロック 100mm : 28 dB・・・②		ここでは距離減衰の計算例として、「点音源からの減衰計算式」を掲載しています(回折減衰等も考慮していません)。あくまでも一例ですので、必ずしもこの方法によって計算する必要はありません。ただし、施設を複数台設置する際には、合成騒音も考慮して計算して下さい。また、透過損失等による減衰を考慮する際には、減衰の根拠となる資料も添付して下さい。
	$80 \text{ dB} - \text{①} - \text{②} = 80 - 20 - 28 = \underline{\underline{32 \text{ dB}}}$	

備考

- 1 その他の騒音防止対策の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2 騒音特定工場等の立面図を添付すること。

## 別紙4 「振動防止の方法」記載例

別紙4

設置する特定施設について敷地境界での振動レベルを計算すること  
施設数が多い場合は別紙のとおりとして、まとめたものを添付してもよい

### 振動防止の方法

振動特定施設の種類	1-□ 機械プレス ○○社製 ○○-40	どの施設が分かるように記入
振源での振動レベル (dB)	65 dB (5m地点)	カタログ等に掲載しているメーカー測定値・測定距離を記入
建屋の壁材質と厚さ	軽量コンクリートブロック 100mm	
敷地境界までの距離 (m)	15m	直近の敷地境界までの距離を記入
その他の振動防止対策	ゴム板による吸振	建屋の透過損失及び距離減衰以外の対策を講じている場合記入
敷地境界での振動 レベルの予測値 (dB)	53 dB	下記の計算結果を記入
振動特定工場等の 周辺の状況	北は田園が広がり、東と南は工業団地である。西には住宅地が広がっている。	
(振動の計算) ○距離減衰について	$20 \times n \times \log\left(\frac{r}{r_0}\right) + 8.68 \times \lambda \times (r - r_0)$ $= 20 \times 0.5 \times \log_{10}\left(\frac{15}{5}\right) + 8.68 \times 0.025(15 - 5)$ $= 6.94 \text{ dB}$ 距離による減衰 6.94 dB・・・①	近隣の状況について記入。近隣50メートル以内に学校、病院等の施設がある場合は忘れずに記入して下さい。
○ゴム板による減衰について ゴム板 : 5 dB・・・②	$65 \text{ dB} - \text{①} - \text{②}$ $= 65 - 6.94 - 5$ $= \underline{53 \text{ dB}}$	距離減衰の計算例として、振源から「振動が地盤表面を伝播する想定での距離減衰計算例」を掲載しています。あくまでも一例ですので、必ずしもこの方法によって計算する必要はありません。ただし、施設を複数台設置する際には、合成振動も考慮して計算して下さい。また、透過損失等による減衰を考慮する際には、減衰の根拠となる資料も添付して下さい。なお、振源において規制基準を下回ることが自明な場合は、その旨を記載して、計算を省略しても構いません。

備考

- 1 その他の振動防止対策の欄には、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2 振動特定工場等の立面図を添付すること。

**福島県生活環境の保全等に関する条例の届出（記載例）**

様式第14号(第48条関係)

騒音規制法に基づく「特定施設設置届出書」とは様式が異なります。

騒音指定施設設置(使用)届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施設数の変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要です  
(福島県生活環境の保全等に関する条例 第66条)

住 所 郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 名 称 〇〇株式会社

職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号)

福島県生活環境の保全等に関する条例第64条第1項(第65条第1項)の規定により、騒音指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△機械株式会社 郡山工場		
工場又は事業場の所在地 (都市計画法の用途地域)	郡山市△△町△丁目△番△号 (工業専用地域)		
騒音指定施設の種別ごとの数	付表1のとおり		
騒音の防止の方法	付表2のとおり		
資本の額又は出資の総額	1000万円	常時使用する従業員の数	20人
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	△△部△△課 □□ □□ (電話番号)〇〇〇-〇〇〇〇		
業 種	中分類 24 金属製品製造業	小分類 245 金属素形材製品製造業	
事業の内容	金属製品製造業		

実際に特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称・所在地を記入

日本産業分類による

※ 整理番号	※ 受付年月日	平成 年 月 日
--------	---------	----------

- 備考 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入する。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

騒音指定施設の設置(数変更)届に関する付表については、法による届出の別紙1～3(p.12～14を参考に記入して下さい)

## II. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（騒音振動関係）

### 1. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日法律第107号）では、製造業（物品加工業を含む）等で特定の施設を設置している工場（以下、「特定工場」という。）に対し、公害防止組織の設置を義務付け、事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的としています。公害防止組織は、公害の防止に関する最高責任者である**公害防止統括者**、公害の防止に関する技術的事項の管理者である**公害防止主任管理者**及び**公害防止管理者**からなります。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

### 2. 特定工場

公害防止組織の整備が必要となる特定工場には下記に定める業種及び施設を設置する工場が該当します。

なお、騒音と振動に関しては、**特定工場が騒音規制法もしくは振動規制法に基づく指定地域内（p.4）に立地している**ことが整備要件の一つとなることから、**指定地域外である市街化調整地域、工業専用地域及び都市計画区域外に立地する工場においては騒音及び振動に関する公害防止組織の整備に関して法的な要件は発生しません。**ただし、大気汚染、水質汚濁及びダイオキシン類に関する公害防止組織の整備に関してはこの限りではありませんので注意が必要です。

#### （1）対象業種

製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

#### （2）対象施設

下記の規模の施設が騒音発生施設、振動発生施設として指定されています。

	施設	規模要件	必要資格
騒音	機械プレス	呼び加圧能力が 980kN（100 重量トン）以上のもの。	騒音関係公害防止管理者
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーのもの。	騒音・振動関係公害防止管理者
振動	液圧プレス	矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が 2941kN（300 重量トン）以上のもの。	振動関係公害防止管理者
	機械プレス	呼び加圧能力が 980kN（100 重量トン）以上のもの。	騒音・振動関係公害防止管理者
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーのもの。	

### 3. 公害防止統括者

#### （1）選任要件

特定工場を設置している者（以下、「特定事業者」という。）は、選任すべき事由が発生してから 30 日以内に施設の監視、維持、使用等を統括管理する**公害防止統括者とその代理者の 2 名を選任**しなければなりません。ただし、事業者が常時使用する従業員の数が**20 名以下の場合を除きます。**なお、「事業者が常時使用する従業員の数」とは個々の工場に配置されている従業員数ではなく、別の工場に配置されている従業員数も含めた人数で算出することになるため注意して下さい。

#### （2）資格要件

資格要件はありません。

#### （3）業務内容

騒音（振動）発生施設の使用の方法及び配置、その他騒音（振動）防止の措置に関すること

## 4. 公害防止管理者

### (1) 選任要件

特定事業者は、選任すべき事由が発生してから 60 日以内に公害防止の技術的事項を管理する**公害防止管理者とその代理者の 2 名**を選任しなければなりません。なお、公害防止管理者の場合には、**その代理者の方であっても有資格者であることが必要**ですのでご注意ください。

### (2) 資格要件

1) 騒音発生施設を持つ工場

騒音関係公害防止管理者、騒音・振動関係公害防止管理者

2) 振動発生施設を持つ工場

振動関係公害防止管理者、騒音・振動関係公害防止管理者

### (3) 業務内容

1) 騒音（振動）発生施設の配置の改善

2) 騒音（振動）発生施設の点検

3) 騒音（振動）発生施設の操作の改善

4) 騒音（振動）を防止するための施設の操作、点検及び補修

## 5. 届出関係

届出の際には正本と副本の**計 2 部**（1 部は控えとして返却します）をご提出ください。なお、**届出期日に遅れた場合には、遅延理由書の提出が必要**になります。

届出が必要な場合	届出期限	届出根拠	届出書類	
			届出様式	添付書類
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	選任、解任から 30 日以内	法第 3 条	公害防止統括者（代理者）選任、死亡・解任届	
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	選任、解任から 30 日以内	法第 4 条	公害防止管理者（代理者）選任、死亡・解任届	資格を有するものであることを証する書類
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	選任、解任から 30 日以内	法第 5 条	公害防止主任管理者（代理者）選任、死亡・解任届	資格を有するものであることを証する書類
特定事業者について相続または合併があったとき	遅滞なく	法第 6 条 の 2	承継届	事実を証する書面

## 6. 報告及び検査

### (1) 報告の徴収（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 11 条）

市長は、特定事業者に対し、公害防止統括者等の職務の実施状況等について報告を求めることができます。

### (2) 立入検査（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 11 条）

市職員は、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査することができます。

## 7. 罰則について（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 15 条の 2、3、第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条～第 19 条）

公害防止管理者等の選任・解任に伴う届出をせず、もしくは虚偽の届出をしたとき又は報告もしくは検査を拒んだときは、罰則が適用されます。



郡山市環境保全センター

〒963-8024

福島県郡山市朝日三丁目5-7

TEL : 024 (923) 3400

FAX : 024 (925) 9029

E-mail : [kankyouctr@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankyouctr@city.koriyama.lg.jp)

